

2. 港湾景観の形成に向けて

- 2.1 港湾景観形成への取組みの手順と体制
- 2.2 港湾景観の捉え方
- 2.3 取組みの場面に応じた検討
- 2.4 行政担当者の取組みの必要性



浦賀港

2.1 港湾景観形成への取組みの手順と体制

港湾景観形成への取組みの具体的な手順として、a) 港湾景観の現状評価、b) 景観形成計画の立案と調整、c) 景観形成施策の実施、の一連の流れが想定される。これらの取組みは、港湾管理者等が積極的に、関係主体や専門家を含めた体制を整え、行うことが望まれる。

【解 説】

取組みの大まかな手順は図 2.1 の通りであり、詳細は図中の章を参照されたい。

なお、3 章以下では、特に断らない限り、港湾景観検討の対象範囲を港全体とする場合を想定して記述してある。記述内容は対象範囲が異なっても基本的には参照可能なものである。

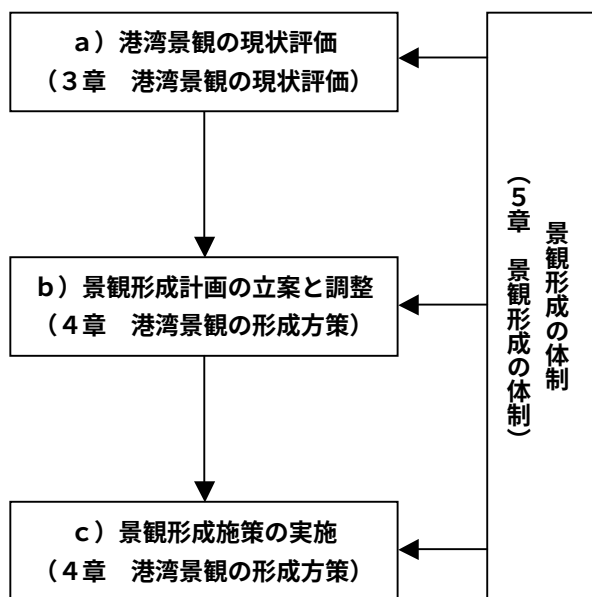


図 2.1 港湾における景観形成の取組みの一般的な手順

2.2 港湾景観の捉え方

面的広がりをもつ港湾景観の評価やその向上を目的とした計画の検討、立案に当たっては、視対象と視点場の組合せを基本に行うことが望ましい。

【解 説】

港湾は、背後のまちと一体となった広がりのある空間を形成し、様々な施設が立地するために非常に多くの視対象が存在し、また交通・交流の拠点という特質から、電車や船舶等の交通手段のような移動視点も含めた様々な種類の視点場が存在する複雑な景観を有している。例えば、日和山のような高台から得られる広がりや奥行きのある眺めや、航行する船から得られる連続的に変化する眺めは、港湾ならではの特徴的な景観と考えられる。

このため、実際の港湾景観の評価等に当たっては、図 2.2 にあるように、これら複雑な景観を、視対象と視点場との組合せとして整理して捉えると、便宜的に理解しやすい。港湾景観の現状評価や港湾景観形成計画の立案時には、上記のような複雑な港湾景観の特質を踏まえ、視対象と視点場の組合せを基本に、各視点場からの視対象の見えを総合的に捉える必要がある。

視対象：見られる対象。港湾景観においては、船舶、橋梁等主たる視対象が明確になる場合と、日和山のような高台から見た広々とした眺めのように主たる対象が定めにくい場合とがある。

視点場：視点が存在する、視点近傍の空間。視点とは景観を眺める人の位置であるが、視点近傍の空間の状態が景観の質に大きな影響を与えることから、近傍の空間の状態を含んで「視点場」と称する。

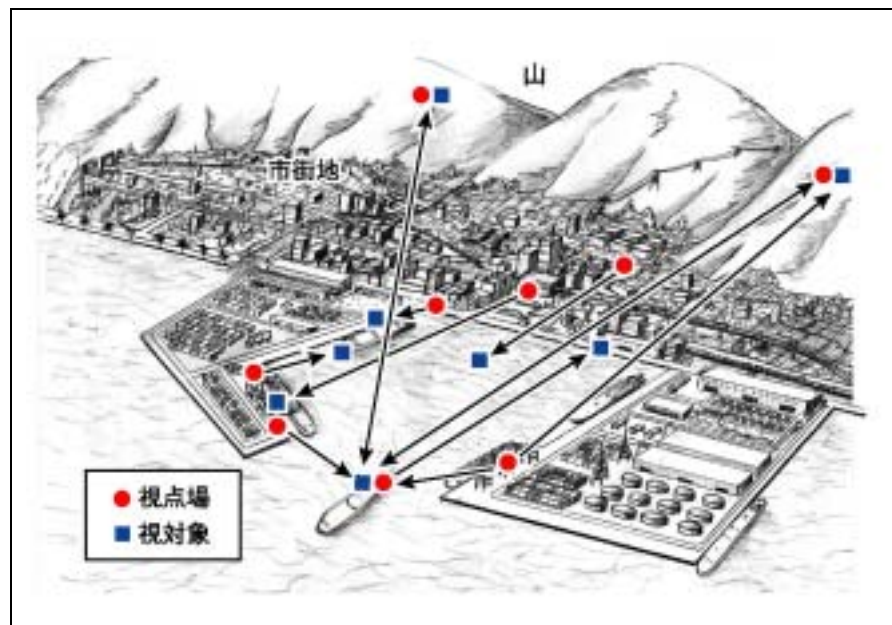


図 2.2 港湾空間内外における視対象・視点場

2.3 取組みの場面に応じた検討

港湾景観形成への取組みは、1つの視点場からの見えを取り扱う取組みから、港と背後の市街地等を一体的に捉える広域的取組みまで、様々なものが想定される。こうした取組みの場面に応じて、港湾景観検討の空間範囲や港湾景観形成計画に含むべき内容も異なることに留意する必要がある。

【解 説】

港湾景観の検討は、港湾行政が管理する港湾空間（臨港地区、港湾区域等）と、これを取り巻く外部空間（背後の市街地や地形等）を含めた空間全体を対象として行うことを原則とする。

ただし、港湾景観形成への取組みには、市町村等のまち全体の景観形成マスタープランの作成から、特定地区の計画、単体の施設・構造物の設計まで、様々な場面が考えられる。

本ガイドラインは、そうした様々な場面において活用されることを想定しており、その際には、次ページ（表 2.1 参照）に示す様々な取組みの場面や景観検討の内容に応じた適切な対象範囲を設定して、港湾景観の検討を行う必要がある。

港湾の立地が複数の市町村にまたがる場合や、港・海を挟んだ対岸との位置関係等の港の立地特性によっては、複数の市町村、地域を含む範囲が対象となることも考えられる。また、あらかじめ景観検討の対象となる港湾区域内の特定の地区や施設・構造物が決まっている場合であっても、それを視認できる外部空間にある視点場や、そこから視認できる外部空間にある視対象も検討の対象に含めるので、港湾景観形成に向けたどのような取組みの場面・目的で本ガイドラインを活用した景観検討を行うにせよ、その対象範囲は相当程度の広い空間となることに留意すべきである。



図 2.3 港湾景観形成への取組みの場面と港湾景観の検討範囲

表 2.1 港湾景観形成への取組みの場面と対象範囲、検討内容、アウトプット

場面	対象範囲	検討内容（現状評価）	各場面のアウトプット（例）
①景観形成マスタープラン(M/P)策定 港を含むまち全体の景観づくりを進めようとする場合	まちと港全体及びこれと密接に関連する背後・周辺地域	- 地域の魅力や課題の発見（歴史・文化・社会経済） - 評価の高い地区（港町の景観形成上重要な地区）の抽出 - 景観資源の活用方策等	○港を含むまち全体の景観形成計画（景観形成M/P） ・全体及び地区毎の特性を踏まえた景観形成の基本方針の設定 ・都市計画 ・交通計画 ・土地利用計画 等 - への反映
②港湾計画改訂	港全体（港湾区域・臨港地区等）及びこれと密接に関連する背後・周辺地域	・港湾景観の魅力・課題の発見 ・まち全体の景観における港湾の位置付け ・計画範囲の開発が与える景観的影響の把握 ・景観形成を図るべき区域の抽出 等	○港湾計画（改訂） ・機能配置計画 ・港湾施設の規模及び配置計画 ・土地利用／造成計画 ・「良好な港湾の景観形成を図る区域」の特定 等
③特定の地区の計画 ・あらかじめ計画・設計対象が別途定まっている場合 ・特定の地区の港湾景観の創造を図る場合 ・特定の地区の劣悪な港湾景観の改善を図る場合 等	対象地区及びこれに密接に関連する背後・周辺地域	・対象地区の魅力や課題の発見 ・対象地区から眺められる景観の評価 ・対象地区外からの眺めに対して特定の地区の開発が与える影響の把握	○特定の地区の景観形成計画（歴史的港湾施設を中心とした地区の整備計画／再開発地区の計画／海浜計画／マリーナ計画／船溜まり周辺の整備計画 等） ・整備の基本方針の設定 ・施設・構造物の規模及び配置計画 ・街区割りの計画 ・人の動線計画（街路・水際デッキ・プロムナード等） ・サイン（案内）計画 等
④特定の施設・構造物の計画・設計 ・あらかじめ計画・設計対象が別途定まっている場合	対象施設・構造物及びこれに密接に関連する背後・周辺地域	・施設・構造物が存在する場所の評価（視対象・視点場の評価、課題） ・背後・周辺地域からの眺めに対して対象施設・構造物の与える景観的影響の把握 等	○特定の施設・構造物の設計 ・水域施設（船溜まり、泊地、航路等） ・外郭施設（防波堤、護岸、水門等） ・係留施設（岸壁、棧橋、物揚場等） ・その他（橋梁、歩道橋、トンネル、旅客施設、上屋・倉庫、緑地、各種建築物等） ・舗装処理、植栽樹種、ストリート・ファニチャー、照明 等
⑤景観アセスメントの実施	事業範囲及びこれに密接に関連する背後・周辺地域	・（事業段階に応じて）「景観形成にあたり配慮すべき事項」、「景観整備方針」の検討 ・事業の各段階に応じた景観評価（「景観整備方針」に基づき適切に景観が形成されているか） 等	・「景観形成にあたり配慮すべき事項」の取りまとめ ・「景観整備方針」の取りまとめ ・各事業への反映 等

面的広がりやを有し、様々な視点場や視対象が混在する複雑な港湾景観に対しては、事業等の必要性から想定される対象範囲だけでなく、上表に示す通り、さらに1段階広い範囲を含めた景観検討を行うことが原則である。

適切な検討範囲を設定した上で、継続的に現状評価を実施して、背後・周辺地域を含む課題を抽出・整理しておくことや、基本的な計画の方向性を定めたりしておくことは、それらを当該事業等の計画・設計のみならず、港湾及び背後・周辺地域の種々の計画に適宜反映させ、周辺地域を含めた当該港湾全体の一貫した整備方針を担保し、多種多様な施設間の計画・設計の調整を図り、港湾景観形成を進める上でも有効である。

2.4 行政担当者の取組みの必要性

港湾景観形成への取組みを進めるに当たっての景観検討・整備の体制は、様々なものが想定されるが、地域に暮らす住民の意見、利害関係者との調整、専門家の知見等が必要となることから、取組みのレベルや段階に応じて上記の各主体の参加を仰ぎつつ、行政が率先して適切な体制を整えることが重要である。

【解 説】

水域と陸域とで構成される広い空間を有する港湾という空間の持つ特質上、港湾空間には官民さまざまな主体が存在し、また多様な構造物が存在する。こうした多様な構造物、官民多様な主体からなる港湾空間の景観形成を図るためには、行政が主体的に検討することに加えて、住民や専門家等を交えた適切な検討体制を整えることが重要である。

特に、各主体の参加を促し、各主体の意見を調整することは、行政が実施すべき極めて重要な役割であることを認識し、主体的に取り組むことが必要である。